

1. 対象区域

公共交通不便地域(1)のうち、重点検討地域(2)

- 1 公共交通不便地域
鉄道駅から500m以上、バス停留所から300m以上離れていて、勾配や、公共交通の運行本数を考慮した地域
- 2 重点検討地域
公共交通不便地域のうち、公共施設圏域や人口特性などを踏まえた地域

【手引きの位置づけ体系図】

【世田谷区基本計画：令和6年3月】

区が重点的に取り組む政策、施策の方向性を明らかにした区政運営の基本的な指針であり、区の最上位の行政計画

政策19 交通環境の整備
施策19-1 公共交通の活性化・公共交通不便地域対策の推進



【世田谷区地域公共交通計画(素案)】

施策2-4 公共交通不便地域対策の推進

取組2-4-1 地域状況を踏まえたコミュニティ交通の導入・検討



(仮称)世田谷区コミュニティ交通導入の手引き

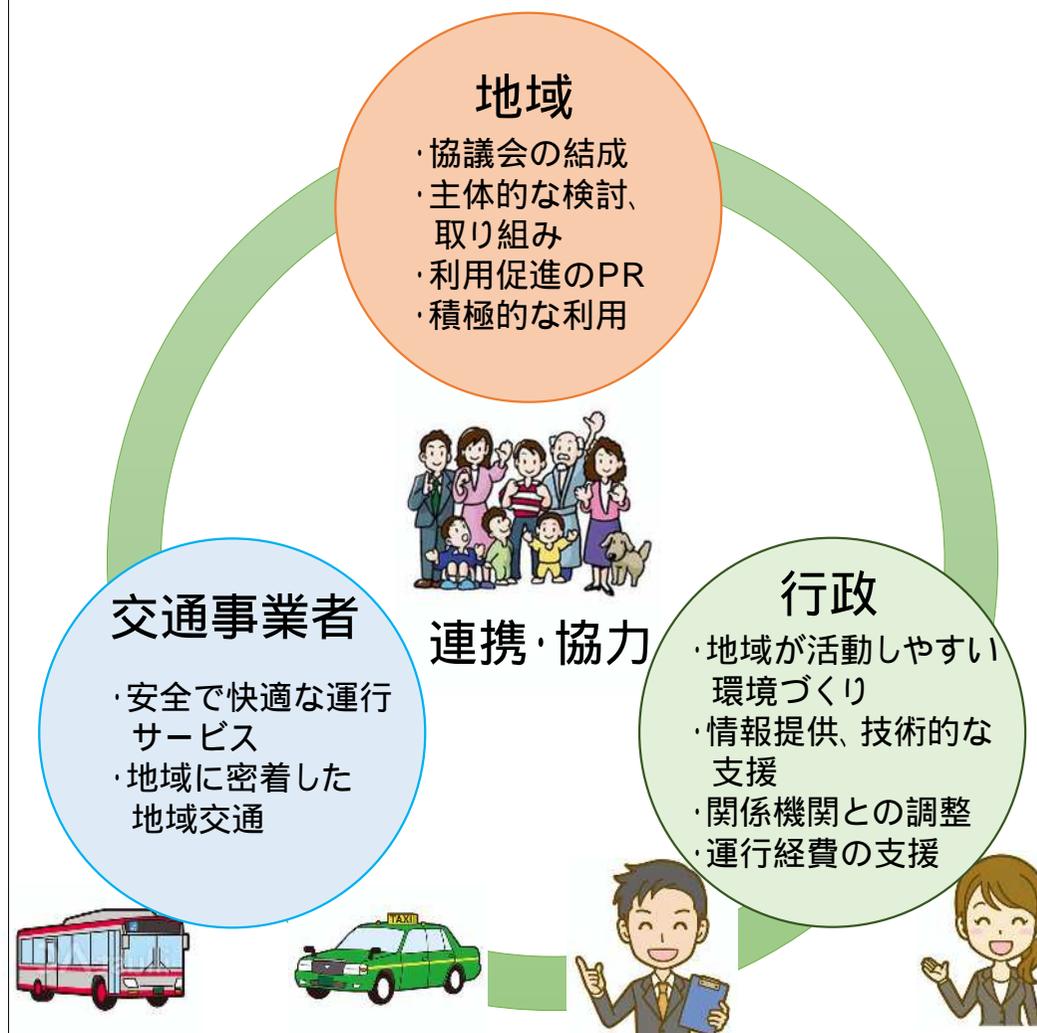
砧モデル地区予約制乗合ワゴン実証運行の取り組みにおける効果と今後の課題を踏まえ、区内のコミュニティ交通の導入・検討が必要と考えられる「重点検討地域」において、どのような仕組み(協働それぞれの主体間の役割分担による実証運行の実現、実証運行の評価、評価を踏まえた本格運行への移行)により、持続可能な移動サービスをどのように展開するのかを示す「手引き」の構築が必要である。

2. 地域、交通事業者、区役の役割

狭あいな道路が多い公共交通不便地域においては、コミュニティバスの導入が困難な地域も多く、地域、交通事業者、区がそれぞれ有する知恵や力を出し合い、協働で取り組む必要がある。

地域の課題を最もよく知る地域の方々が主体的に取り組み、地域、交通事業者、区がそれぞれの役割を果たし、連携・協力して、地域の移動手段を「守り」「育て上げる」ことが重要である。

【地域・交通事業者・区役の主な役割イメージ】



3. 導入検討の流れ

Step1

検討体制の構築と
地域特性の確認

(目安期間:7~10ヶ月)

1-1 区による勉強会の開催

・区が総合支所単位で、重点検討地域の区民を対象に公共交通の現状や、砧モデル地区における取組み、新たな交通手段の事例などの勉強会を開催し、地元の機運などを確認する。

1-2 協議会の設立

・町会関係者等を含めて、地域の方が7名以上で協議会を設立する。
・まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)、社会福祉協議会地区事務局、児童館の四者による連携の取組みを活かしながら、専門家を派遣するなど、地域が移動に関する課題について、主体的に先進事例を研究し、検討する。

1-3 地域特性の確認

・地域の住民数や、高齢化率、道路状況、生活圏など、地域の特性を確認する。

Step2

地域状況に応じた
コミュニティ交通の検討

(目安期間:1年程度)

2-1 地域の移動ニーズ等調査

・地域における移動の現状や課題、ニーズ、求めている移动手段、移動先などを把握するため、アンケート等による調査を実施する。

2-2 コミュニティ交通の検討・選定

・移動ニーズ等調査結果を元に、既存公共交通の活用可否、新しいコミュニティ交通の方式(有償輸送、無償輸送、定時定路線やデマンドなど)、車両(小型バス、ワゴン、グリーンスローモビリティ、タクシーなど)を検討する。

2-3 交通管理者等との協議

・選定したコミュニティ交通の実現性について、交通管理者や道路管理者と協議する。

Step3

コミュニティ交通の
実証運行

(目安期間:1年程度)

3-1 実証運行に向けた準備

・地域と区が協議しながら、実証運行の目標を含む計画書を策定する。

3-2 実証運行の実施

・地域向けに利用促進のPRをする。
・実証運行の実施事業者(交通事業者)を選び、計画書に基づいて、実証運行を開始する。

3-3 実証運行の評価

・実証運行の実施状況を踏まえて評価を行い、地域・交通事業者・区が協議し、実証運行の継続可否や、本格運行への移行を判断する。

Step4

コミュニティ交通の
本格運行

(更新期間:2年ごと)

4-1 本格運行に向けた準備

・実証運行の実施状況を踏まえて、本格運行の継続基準を含む計画書を策定する。

4-2 本格運行の実施

・本格運行の実施事業者(交通事業者)を選び、計画書に基づいて、本格運行を開始する。

4-3 本格運行の継続可否

・本格運行の実施状況を踏まえて評価を行い、地域・交通事業者・区が協議し、コミュニティ交通の継続可否を判断する。
・地域・交通事業者・区が協働して取り組み、「守り」「育てる」コミュニティ交通を目指す。